

評価書補正に当たっての評価書記載事項との相違の概要

なお、表中の「該当箇所」欄の記載及び「相違の概要」欄に記載の行数字は、評価書におけるものである。

表1 環境省1～3次対応に伴う相違の概要 (1/6)

該当箇所			相違の概要
第3章	3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場	P3-118	図 3.1.6-1(2)について、国定公園区域を修正した。
	3.2.7 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	P3-179	表 3.2.7-9 の項目について、「塩化ビニルモノマー」を「クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）」に変更した。 備考)3. 1 行目について、「日本工業規格（以下「規格」という。）K0120 の43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により」を「規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により」に変更した。
第7章	7.1.2 騒音	P7.1.2-20	表 7.1.2-8 注)1.について、「なお、現場内運搬のパワーレベルは「道路交通騒音の予測モデル “ASJ RTN-Model 2013”（日本音響学会道路騒音調査研究委員会 平成26年4月）」 ⁴⁾ を参考に設定した」を追加した。
		P7.1.2-34	7.1.2.6 評価の結果 (1)評価の手法 2)基準又は目標との整合の視点 1 行目～4 行目について「予測地域は、騒音規制法第3条の規定に基づく騒音について規制する地域の指定はされていないが、集落内の土地利用が主に住居であることを考慮し、評価の基準を設定した上で、調査及び予測の結果との間に整合が図られるかどうかを検討することにより行った。」を「予測地域は、騒音規制法第3条の規定に基づく騒音について規制する地域の指定はされていないため、集落内の土地利用が主に住居であることを考慮し、準用する評価の参考値を設定した上で、参考値と調査及び予測の結果とを比較検討することにより行った。」に、8 行目について「なお、評価の地点については」を「なお、比較検討する予測結果は」に、10 行目について「敷地境界とした」を「敷地境界の予測値とした」に、12 行目と 15 行目について「評価の基準とした」を「評価の参考値とした」に変更した。

表 1 環境省 1～3 次対応に伴う相違の概要 (2/6)

該当箇所		相違の概要
		P7. 1. 2-35 (2)評価の結果 2)基準又は目標との整合に係る評価 2 行目について「予測結果と騒音規制法に基づく」を「予測結果と参考とした騒音規制法に基づく」に、5 行目と 11 行目について「基準との整合は図られている」を「参考値と整合すると判断する」に変更した。
		P7. 1. 2-35 表 7. 1. 2-19 及び表 7. 1. 2-20 表題について、「基準又は目標との整合性の検討結果」を「参考値との整合性の検討結果」に変更した。
	7. 1. 3 振動	P7. 1. 3-29 7. 1. 3. 6 評価の結果 (1)評価の手法 2)基準又は目標との整合の視点 1 行目～4 行目について「予測地域は、振動規制法第 3 条の規定に基づく振動について規制する地域の指定はされていないが、集落内の土地利用が主に住居であることを考慮し、評価の基準を設定した上で、調査及び予測の結果との間に整合が図られるかどうかを検討することにより行った。」を「予測地域は、振動規制法第 3 条の規定に基づく振動について規制する地域の指定はされていないため、集落内の土地利用が主に住居であることを考慮し、準用する評価の参考値を設定した上で、参考値と調査及び予測の結果とを比較検討することにより行った。」に、7 行目について「なお、評価の地点については」を「なお、比較検討する予測結果は」に、9 行目について「敷地境界とした」を「敷地境界の予測値とした」に、11 行目について「評価の基準とした」を「評価の参考値とした」に変更した。
		P7. 1. 3-30 (2)評価の結果 2)基準又は目標との整合に係る評価 2 行目について「予測結果と振動規制法に基づく」を「予測結果と参考とした振動規制法に基づく」に、4 行目と 10 行目について「基準との整合は図られている」を「参考値と整合すると判断する」に変更した。
		P7. 1. 3-30 表 7. 1. 3-19 及び表 7. 1. 3-20 表題について、「基準又は目標との整合性の検討結果」を「参考値との整合性の検討結果」に変更した。
	7. 1. 4 水質	P7. 1. 4-6 図 7. 1. 4-2 地点番号「5」及び「6」を修正した。
		P7. 1. 4-6 図 7. 1. 4-2 「流量の調査地点」及び「気象の調査地点」の凡例を変更した。

表 1 環境省 1～3 次対応に伴う相違の概要 (3/6)

該当箇所		相違の概要
		P7. 1. 4-54 表 7. 1. 4-14(1) 調査日について、矢島の平成 20 年「7 月 10 日」を「8 月 21 日」に、長坂橋の平成 20 年「7 月 10 日」を「8 月 21 日」に修正した。
		P7. 1. 4-66 図 7. 1. 4-21 施行設備の内容（「プラントヤード」及び「ストックヤード」）の明示を、「施行設備（仮置場）」の裸地面積を追加した。
		P7. 1. 4-79 (e) 予測条件 (i) ダムサイト濁水等 i) ダムサイト濁水量 について、「なお、貯留設備の設置場所が河川内砂礫部である場合は貯留した濁水が直ちに下流へ浸透することが無いよう、防水シートを施すなどにより貯留機能を確保する。」を追加した。
		P7. 1. 4-159 (v) 各流域の DO について、「(v) 各流域の DO」を「(v) 各流域の pH」に、「iv) 下流河川の DO の予測」を「iv) 下流河川の pH の予測」に、「i) 各流域の DO」を「i) 各流域の pH」に修正した。
		P7. 1. 4-235、236 (2) 工事の実施における環境保全措置 1) 環境保全措置の検討 について、「なお、工事用道路及び付替道路は、施工範囲を分割して整備するため小規模な泥留を設置することで処理可能であると考えて沈砂池を設けないが、今後、道路詳細設計や具体的な施工計画等を進める上で河川に流出する濁りを防止又は軽減する措置も含めて検討する。」を追加した。
		P7. 1. 4-339 d) 水素イオン濃度 10 行目について、「基準との整合は概ね図られている」を「ダム建設前後で大きな変化は見られない」に変更した。
	7. 1. 6 動物	P7. 1. 6-698 6) 昆虫類の重要な種 (a) オオネトトンボ b) 直接改変の(i) 生息地の改変 3 行目について、「湿地草本群落、水田及び池の一部（約 93.8%）が改変される」を「成虫が利用する湿地草本群落、幼虫が利用する水田及び池の一部（約 93.8%）が改変される」に変更した。
		P7. 1. 6-700 (b) ハンエンカクツツトビケラ b) 直接改変の(i) 生息地の改変 3 行目について、「湿地草本群落及び水田の一部（約 94.8%）が改変される」を「成虫が利用する湿地草本群落及び幼虫が利用する水田の一部（約 94.8%）が改変される」に変更した。

表1 環境省1～3次対応に伴う相違の概要(4/6)

該当箇所		相違の概要
	P7.1.6-702	(c)ヤチトビケラ b)直接改変の(i)生息地の改変 3行目について、「湿地草本群落(約71.6%)が改変される」を「成虫及び幼虫が利用する湿地草本群落(約71.6%)が改変される」に変更した。
	P7.1.6-704	(d)ツマグロトビケラ f)直接改変の(i)生息地の改変 3行目について、「溪畔林・河畔林、湿地草本群落及び池の一部(約59.7%)が改変される」を「成虫が利用する溪畔林・河畔林、湿地草本群落及び幼虫が利用する池の一部(約59.7%)が改変される」に変更した。
	P7.1.6-706	(e)ハイイロボクトウ b)直接改変の(i)生息地の改変 3行目について、「湿地草本群落及び池の一部(約69.1%)が改変される」を「成虫が利用する湿地草本群落及び幼虫が利用する池の一部(約69.1%)が改変される」に変更した。
	P7.1.6-768	(e)ムカシトンボ b)直接改変の(i)生息地の改変 3行目について、「源流的な区間の一部(約48.0%)が改変される」を「幼虫が利用する源流的な区間の一部(約48.0%)が改変される」に変更した。
	P7.1.6-770	(f)コシボソヤンマ b)直接改変の(i)生息地の改変 3行目について、「推定された本種の主要な生息環境は分布していない」を「推定された本種の幼虫が利用する主要な生息環境は分布していない」に変更した。
	P7.1.6-773	(g)ホンサナエ b)直接改変の(i)生息地の改変 3行目について、「推定された本種の主要な生息環境は分布していない」を「推定された本種の幼虫が利用する主要な生息環境は分布していない」に変更した。
	P7.1.6-776	(h)ミヤマサナエ b)直接改変の(i)生息地の改変 3行目について、「推定された本種の主要な生息環境は分布していない」を「推定された本種の幼虫が利用する主要な生息環境は分布していない」に変更した。
	P7.1.6-779	(i)シノビアミメカワゲラ b)直接改変の(i)生息地の改変 3行目について、「源流的な区間の一部(約48.0%)が改変される」を「幼虫が利用する源流的な区間の一部(約48.0%)が改変される」に変更した。

表 1 環境省 1～3 次対応に伴う相違の概要 (5/6)

該当箇所		相違の概要
		P7. 1. 6-781 (j)クロモンエグリトビケラ b)直接改変の(i)生息地の改変 3 行目について、「源流的な区間及び溪流的な区間(酸性の影響がみられる区間)の一部(約 27.1%)が改変される」を「幼虫が利用する源流的な区間及び溪流的な区間(酸性の影響がみられる区間)の一部(約 27.1%)が改変される」に変更した。
7. 1. 7 植物		P7. 1. 7-13 2)調査結果等 (a)種子植物・シダ植物 b)植生 10 行目に「さらに、ダム堤体設置予定区域にはシロヤナギ群落、ススキ群落、オニグルミ群落等が成立している。」を追加した。
		P7. 1. 7-15 図 7. 1. 7-3 について、ダム堤体設置予定区域の植生図を視認できるように修正した。
		P7. 1. 7-276 (4)環境保全措置と併せて実施する対応 2)移植後の監視 について、「なお、植物の移植対象種のうち、水田や浅い湿地を生育環境としている種については、湿地環境を整備し、移植等を行う。また、湿地整備箇所については、現時点では、高野台等を検討している。ただし、その他湿地以外を生育環境としている種については、詳細な移植先は決定していないため、今後、専門家の指導、助言を得ながら、移植地の選定を行う。」を追加した。
7. 1. 8 生態系		P7. 1. 8-158 表 7. 1. 8-57 予測の基本的な手法 ■植生と水位の関係 1 行目について、「得られた水位」を「ダムの供用開始前後の各確率年流量の水位」に変更した。
		P7. 1. 8-162 ii)水位変動及び植生と水位の関係 1 行目について、「ダムの供用開始前後で下流河川の植生が受ける冠水頻度を計算することにより、」を「ダムの供用開始前後の各確率流量から、下流河川の植生が受ける冠水頻度を計算することにより、」に、下から 4 行目について「各予測地点でのダム供用開始前後の洪水確率毎の水位は」を「各予測地点でのダム供用開始前後の確率流量毎の水位は」に、下から 3 行目について「1/2 年～1/100 年確率の洪水時について」を「1/2 年～1/100 年確率流量時について」に変更した。
		P7. 1. 8-163 表 7. 1. 8-61 水位(m) 「洪水確率」を「流量確率」に変更した。
		P7. 1. 8-168 表 7. 1. 8-63 鳥海ダム 最低水位について、「標高約+401. 3m」を「標高+401. 3m」に修正した。

表 1 環境省 1～3 次対応に伴う相違の概要 (6/6)

該当箇所		相違の概要
		P7. 1. 8-169 (i)植生 2 行目に「そのため、ダムの上流部の貯水池を含む対象事業実施区域周辺における植生への影響については、試験湛水時の一時的な変化について予測した。」を追加した。
		P7. 1. 8-194 3) 典型性 (陸域) について、「(f) 生物に配慮した夜間照明の設置 道路の付替工事における道路照明や夜間工事の照明等については、周辺区域に生息する動物への影響を防ぐため、ナトリウムランプ等を検討する。また、ランプの向き等を工夫して、散光を防ぐなど配慮する。」を追加した。
	7.4 対象事業に係る環境影響の総合的な評価	P7. 4-4 表 7.4-1(1) 【評価の結果】 2) 基準又は目標との整合性に係る評価 1 行目について「予測結果と騒音規制法に基づく」を「予測結果と参考とした騒音規制法に基づく」に、5 行目と 11 行目について「基準との整合は図られている」を「参考値と整合すると判断する」に変更した。
		P7. 4-6 表 7.4-1(1) 【評価の結果】 2) 基準又は目標との整合性に係る評価 1 行目について「予測結果と振動規制法に基づく」を「予測結果と参考とした振動規制法に基づく」に、4 行目と 8 行目について「基準との整合は図られている」を「参考値と整合すると判断する」に変更した。

表 2 国交大臣意見対応に伴う相違の概要 (1/11)

該当箇所			相違の概要
第 3 章	3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況	P3-116	表 3.1.6-2 現地調査の実施状況 主要な眺望景観の状況 について、調査地点に「 ^{さるくらほったい} 猿倉 法体 の滝線」を、調査日に「春季：平成 30 年 5 月 16 日」を追加した。
		P3-119	図 3.1.6-2 について、「猿倉法体の滝線」を追加した。
第 6 章	6.2.3.1 景観	P6-77	(3) 主要な眺望景観の状況 1) 主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の主要な眺望景観の状況 調査地域・調査地点 について、「iii) ^{さるくらほったい} 猿倉 法体 の滝線」を追加した。
		P6-77	(3) 主要な眺望景観の状況 1) 主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の主要な眺望景観の状況 調査期間等 1 行目～3 行目について、「平成 25 年度及び 26 年度とし、」を「平成 25 年度、26 年度及び 30 年度とし、」に修正した。
第 7 章	7.1.8 生態系（地域を特徴づける生態系）	P7.1.8-194、195	4) 典型性（河川域）（d）について、「（d）」を「（e）」に変更し、新たに「（d）」「袖川のシロヤナギ林」等に対する配慮「袖川のシロヤナギ林」等については、専門家の指導及び助言を得ながら、可能な限り改変面積の縮小に努める。」を追加した。
		P7.1.8-194、195	4) 典型性（河川域） 14 行目～16 行目について、「残存する生息環境の攪乱に対する配慮、森林伐採に対する配慮、監視（生物）、環境保全に関する教育、周知等、監視の結果への対応、貯水池法面の樹木の保全、監視（ダム下流河川）、外来種への対応の結果、環境への影響等が懸念される事態が生じた場合は、」を「残存する生息環境の攪乱に対する配慮、森林伐採に対する配慮、貯水池法面の樹木の保全、外来種への対応、監視（生物）、監視（下流河川）、環境保全に関する教育、周知等、監視の結果への対応、「袖川のシロヤナギ林」等に対する配慮の結果、環境への影響等が懸念される事態が生じた場合は、」に修正した。
	7.1.9 景観	P7.1.9-4	表 7.1.9-1 主要な眺望景観の状況の現地調査の手法 現地調査期間等 調査期間について、「平成 25 年度～26 年度」を「平成 25 年度～26 年度、30 年度」に修正した。

表 2 国交大臣意見対応に伴う相違の概要 (2/11)

該当箇所		相違の概要
	P7.1.9-4、5	(c) 主要な眺望景観の状況 について、4行目「主要な眺望景観の調査地点及び景観資源の分布状況を図 7.1.9-7 に示す。」の前に「また、鳥海国定公園計画 ^{さきくらほつたい} 上、利用施設として位置づけられている猿倉法体の滝線を調査地点とした。」を追加した。
	P7.1.9-5	図 7.1.9-3 ウ) 主要な眺望景観調査地点の選定 1) 視角からの選定 概要・留意事項について、「141 地点」を「142 地点」に、2) 可視領域からの選定 概要・留意事項について、「9 地点」を「10 地点」に、3) 視角からの選定 概要・留意事項について、「7 地点」を「8 地点」に、4) 静視野からの選定 概要・留意事項について、「7 地点」を「8 地点」に、5) 代表性からの選定 概要・留意事項について、「5 地点」を「6 地点」に修正した。
	P7.1.9-6	(c) 主要な眺望景観の状況 1 行目について、「平成 25 年度～26 年度とした。」を「平成 25 年度～26 年度、30 年度とした」に修正した。
	P7.1.9-6	表 7.1.9-2 主要な眺望景観の状況の現地調査の実施状況 について、主要な眺望景観調査地点に「猿倉法体の滝線」を、標高(m)に「410～440」を、調査期間等に「春季：平成 30 年 5 月 16 日」を、景観資源に「鳥海山火山群 鳥海国定公園」を追加した。
	P7.1.9-8	(2) 調査結果 1) 主要な眺望点の状況 2 行目について、「法体園地キャンプ場のみである。」を「法体園地キャンプ場及び猿倉法体の滝線である。」に修正した。
	P7.1.9-8	(2) 調査結果 1) 主要な眺望点の状況 (a) の後に、「(b) 猿倉法体の滝線 猿倉法体の滝線は、鳥海国定公園計画において利用施設の道路(車道)として位置づけられており、整備方針として沿線からの景観観賞を目的とする車道として整備する旨が示されている。主要経由地である法体の滝及び法体園地キャンプ場には、新緑の春から紅葉の秋まで多くの人が訪れているが、特に秋季には、法体の滝と紅葉を目当てに自然観賞に訪れる人が多くみられる。猿倉法体の滝線から事業地が位置する北方向には、鳥海国定公園及び鳥海山火山群を眺望できる。」を追加した。

表 2 国交大臣意見対応に伴う相違の概要 (3/11)

該当箇所		相違の概要
	P7.1.9-8	(2)調査結果 2)景観資源の状況 について、3行目に「事業予定地近傍には、鳥海国定公園の法体の滝地区の第1種特別地域があり、ブナ-ミズナラ林等の二次林が特徴的な景観構成要素となっている。」を追加した。
	P7.1.9-9	図7.1.9-5 について、「猿倉法体の滝線」を追加した。
	P7.1.9-10	図7.1.9-6 について、「図7.1.9-6」を「図7.1.9-6(1)」に修正した。
	P7.1.9-11	「図7.1.9-6(2) 対象事業実施区域及びその周辺の特徴的な景観構成要素である二次林の分布」を追加した。
	P7.1.9-12	3)主要な眺望景観の状況 (a)主要な眺望景観を望むことができる地点の状況 について、b)の後に、「c)猿倉法体の滝線 猿倉法体の滝線は、猿倉地区と百宅地区を連絡する車道の一部として、法体の滝及び法体園地キャンプ場へのアクセス道路となっている。主に樹木等で覆われた区間と視界が開けた区間があり、鳥海国定公園及び鳥海火山群の一部を眺望できる。猿倉法体の滝線の状況を表7.1.9-4及び図7.1.9-8に示す。現地踏査を踏まえ、図7.1.9-7(2)に示すとおり区間3の1地点を主要な眺望景観調査地点として選定した。」を、余白に「表7.1.9-4 猿倉法体の滝線の状況」を追加した。
	P7.1.9-13	図7.1.9-7 について、「図7.1.9-7」を「図7.1.9-7(1)」に修正した。
	P7.1.9-13	図7.1.9-7(1) について、「猿倉法体の滝線」を追加した。
	P7.1.9-14	「図7.1.9-7(2) 主要な眺望景観の調査地点及び景観資源の分布(猿倉法体の滝線及び第1種特別地域の特徴的な景観構成要素である二次林)」を追加した。
	P7.1.9-15	「図7.1.9-8 猿倉法体の滝線の状況」を追加した。
	P7.1.9-16	(b)主要な眺望景観を構成する景観資源の状況 a)鳥海国定公園 について、「事業予定地近傍の法体の滝地区の第1種特別地域の特徴的な景観構成要素である二次林は、上玉田川沿いから子吉川沿いの右岸側に広く分布しており、河畔林とともに構成される自然景観は、新緑や紅葉の時期など多彩な森林景観を呈している。なお、法体の滝地区の第1種特別地域の特徴的な景観構成要素である法体の滝及び下玉田川流域の河畔植生は事業予定地の上流に位置している。」を追加した。

表 2 国交大臣意見対応に伴う相違の概要 (4/11)

該当箇所		相違の概要
	P7.1.9-17	(c) 主要な眺望景観 a) 法体園地キャンプ場からの主要な眺望景観 について、「また、道路西側斜面や子吉川右岸に分布する法体の滝地区の第 1 種特別地域の特徴的な景観構成要素である二次林の一部を望むことができる。」を追加した。
	P7.1.9-17、18	写真 7.1.9-1(1)、写真 7.1.9-1(2) 及び写真 7.1.9-1(3) について、「第 1 種特別地域の二次林」を追加した。
	P7.1.9-20	「c) 猿倉法体の滝線からの主要な眺望景観 猿倉法体の滝線からの主要な眺望景観の状況を写真 7.1.9-3 に示す。南北方向及び東方向の視界が開け、北方向に鳥海国立公園及び鳥海山火山群の一部を望むことができる。また、道路西側斜面や子吉川右岸に分布する法体の滝地区の第 1 種特別地域の特徴的な景観構成要素である二次林の一部を望むことができる。」を追加した。 「写真 7.1.9-3 猿倉法体の滝線からの主要な眺望景観の状況 (春季)」を追加した。
	P7.1.9-21	7.1.9.3 予測の結果 (1) 予測の手法 1 行目～2 行目について、「表 7.1.9-4」を「表 7.1.9-5」に、「(1) 予測の手法 表 7.1.9-4 について、「表 7.1.9-4」を「表 7.1.9-5」に修正した。
	P7.1.9-21	7.1.9.3 予測の結果 (1) 予測の手法 1) 予測の基本的な手法 9 行目について、「表 7.1.9-5」を「表 7.1.9-6」に修正した。
	P7.1.9-22	表 7.1.9-5 について、「表 7.1.9-5」を「表 7.1.9-6」に、「(2) 予測結果 1) 主要な眺望点 1 行目について、「表 7.1.9-8」を「表 7.1.9-9」に修正した。
	P7.1.9-22	(2) 予測結果 1) 主要な眺望点 について、「猿倉法体の滝線は、対象事業の実施により一部改変される。改変を受ける区間は、表 7.1.9-7 及び図 7.1.9-9(2) に示すとおりであり、樹木等に覆われて視界が開けていない区間 1 及び視界が開け眺望の良い区間 2 である。しかしながら、猿倉法体の滝線は、改変を受けない区間で第 1 種特別地域の特徴的な景観構成要素である二次林を望むことができる眺望の良い区間が残存すること、また、付替道路の整備により新たに眺望点が設けられることから、主要な眺望点は確保されると予測される。」を、「表 7.1.9-7 猿倉法体の滝線の状況及び重ね合わせ結果」を追加した。

表 2 国交大臣意見対応に伴う相違の概要 (5/11)

該当箇所		相違の概要
	P7.1.9-23	図 7.1.9-8 (1) について、「図 7.1.9-8 (1)」を「図 7.1.9-9 (1)」に修正した。
	P7.1.9-23	図 7.1.9-9 (1) について、「猿倉法体の滝線」を追加した。
	P7.1.9-24	図 7.1.9-8 (2) について、「図 7.1.9-8 (2)」を「図 7.1.9-9 (2)」に修正した。
	P7.1.9-24	図 7.1.9-9 (2) について、「猿倉法体の滝線」及び「拡大図」を追加した。
	P7.1.9-25、 26	「写真 7.1.9-4 (1) 猿倉法体の滝線の状況 (区間 1) 【改変を受ける区間】」、「写真 7.1.9-4 (2) 猿倉法体の滝線の状況 (区間 2) 【改変を受ける区間】」、「写真 7.1.9-4 (3) 猿倉法体の滝線の状況 (区間 3) 【改変を受けない区間】」、「写真 7.1.9-4 (4) 猿倉法体の滝線の状況 (区間 4) 【改変を受けない区間】」及び「写真 7.1.9-4 (5) 猿倉法体の滝線の状況 (区間 5) 【改変を受けない区間】」を追加した。
	P7.1.9-26	2) 景観資源 1 行目について、「図 7.1.9-9」を「図 7.1.9-10」に修正した。
	P7.1.9-26	2) 景観資源 2 行目～3 行目について、「鳥海国定公園の一部が改変されるが、」を「鳥海国定公園の法体の滝地区の第 1 種特別地域の特徴的な景観構成要素である二次林の一部が改変されるが、」に修正した。
	P7.1.9-27	図 7.1.9-9 (1) について、「図 7.1.9-9 (1)」を「図 7.1.9-10(1)」に修正した。
	P7.1.9-27	図 7.1.9-10 (1) について、「二次林」を追加した。
	P7.1.9-28	図 7.1.9-9(2) について、「図 7.1.9-9 (2)」を「図 7.1.9-10(2)」に修正した。
	P7.1.9-28	図 7.1.9-10(2) について、「二次林」、拡大図を追加した。
	P7.1.9-29	3) 主要な眺望景観 (a) 法体園地キャンプ場からの主要な眺望景観の変化 2 行目について、「写真 7.1.9-3(1)～(2)」を「写真 7.1.9-5(1)～(2)」に、「写真 7.1.9-3 (1)」を「写真 7.1.9-5 (1)」に、「写真 7.1.9-3 (2)」を「写真 7.1.9-5 (2)」に修正した。
	P7.1.9-29	写真 7.1.9-5(1) 説明文 2 行目について、「鳥海国定公園及び」を「法体の滝地区の第 1 種特別地域の特徴的な景観構成要素である二次林を含む鳥海国定公園及び」に修正した。

表 2 国交大臣意見対応に伴う相違の概要 (6/11)

該当箇所		相違の概要
	P7.1.9-29	写真 7.1.9-5(1) 及び写真 7.1.9-5(2) について、「第 1 種特別地域の二次林」を追加した。
	P7.1.9-30	文頭 1 行目～2 行目について、「写真 7.1.9-3(3) 及び表 7.1.9-6(1)」を「写真 7.1.9-5(3) 及び表 7.1.9-8(1)」に、「写真 7.1.9-3 (3)」を「写真 7.1.9-5 (3)」に、「表 7.1.9-6(1)」を「表 7.1.9-8(1)」に修正した。
	P7.1.9-30	写真 7.1.9-5(3) について、「第 1 種特別地域の二次林」を追加した。
	P7.1.9-31	文頭 2 行目について、「写真 7.1.9-3(4)～(5)」を「写真 7.1.9-5(4)～(5)」に、「写真 7.1.9-3(4)」を「写真 7.1.9-5(4)」に、「写真 7.1.9-3(5)」を「写真 7.1.9-5(5)」に修正した。
	P7.1.9-31	写真 7.1.9-5(4) 及び写真 7.1.9-5(5) について、「第 1 種特別地域の二次林」を追加した。
	P7.1.9-31	写真 7.1.9-5(4) 説明文 2 行目について、「鳥海国定公園及び」を「法体の滝地区の第 1 種特別地域の特徴的な景観構成要素である二次林を含む鳥海国定公園及び」に修正した。
	P7.1.9-32	文頭 1 行目～2 行目について、「写真 7.1.9-3(6) 及び表 7.1.9-6(2)」を「写真 7.1.9-5(6) 及び表 7.1.9-8(2)」に、「写真 7.1.9-3(6)」を「写真 7.1.9-5(6)」に、「表 7.1.9-6(2)」を「表 7.1.9-8(2)」に修正した。
	P7.1.9-32	写真 7.1.9-5(6) について、「第 1 種特別地域の二次林」を追加した。
	P7.1.9-33	文頭 2 行目について、「写真 7.1.9-3(7)～(8)」を「写真 7.1.9-5(7)～(8)」に、「写真 7.1.9-3(7)」を「写真 7.1.9-5(7)」に、「写真 7.1.9-3(8)」を「写真 7.1.9-5(8)」に修正した。
	P7.1.9-33	写真 7.1.9-5(7) 及び写真 7.1.9-5(8) について、「第 1 種特別地域の二次林」を追加した。
	P7.1.9-33	写真 7.1.9-5(7) 説明文 2 行目について、「鳥海国定公園及び」を「法体の滝地区の第 1 種特別地域の特徴的な景観構成要素である二次林を含む鳥海国定公園及び」に修正した。

表 2 国交大臣意見対応に伴う相違の概要 (7/11)

該当箇所		相違の概要
	P7.1.9-34	文頭 1 行目～2 行目について、「写真 7.1.9-3(9) 及び表 7.1.9-6(3)」を「写真 7.1.9-5(9) 及び表 7.1.9-8(3)」に、「写真 7.1.9-3(9)」を「写真 7.1.9-5(9)」に、「表 7.1.9-6(3)」を「表 7.1.9-8(3)」に修正した。
	P7.1.9-34	写真 7.1.9-5(9) について、「第 1 種特別地域の二次林」を追加した。
	P7.1.9-35	(b) 鳥海山（七高山）からの主要な眺望景観の変化 2 行目について、「写真 7.1.9-4(1)～(2)」を「写真 7.1.9-6(1)～(2)」に、「写真 7.1.9-4(1)」を「写真 7.1.9-6(1)」に、「写真 7.1.9-4(2)」を「写真 7.1.9-6(2)」に修正した。
	P7.1.9-36	文頭 1 行目～2 行目について、「写真 7.1.9-4(3) 及び表 7.1.9-7(1)」を「写真 7.1.9-6(3) 及び表 7.1.9-9(1)」に、「写真 7.1.9-4(3)」を「写真 7.1.9-6(3)」に、「表 7.1.9-7(1)」を「表 7.1.9-9(1)」に修正した。
	P7.1.9-37	文頭 2 行目について、「写真 7.1.9-4(4)～(5)」を「写真 7.1.9-6(4)～(5)」に、「写真 7.1.9-4(4)」を「写真 7.1.9-6(4)」に、「写真 7.1.9-4(5)」を「写真 7.1.9-6(5)」に修正した。
	P7.1.9-38	文頭 1 行目～2 行目について、「写真 7.1.9-4(6) 及び表 7.1.9-7(2)」を「写真 7.1.9-6(6) 及び表 7.1.9-9(2)」に、「写真 7.1.9-4(6)」を「写真 7.1.9-6(6)」に、「表 7.1.9-7(2)」を「表 7.1.9-9(2)」に修正した。
	P7.1.9-39	文頭 2 行目について、「写真 7.1.9-4(7)～(8)」を「写真 7.1.9-6(7)～(8)」に、「写真 7.1.9-4(7)」を「写真 7.1.9-6(7)」に、「写真 7.1.9-4(8)」を「写真 7.1.9-6(8)」に修正した。
	P7.1.9-40	文頭 1 行目～2 行目について、「写真 7.1.9-4(9) 及び表 7.1.9-7(3)」を「写真 7.1.9-6(9) 及び表 7.1.9-9(3)」に、「写真 7.1.9-4(9)」を「写真 7.1.9-6(9)」に、「表 7.1.9-7(3)」を「表 7.1.9-9(3)」に修正した。

表 2 国交大臣意見対応に伴う相違の概要 (8/11)

該当箇所		相違の概要
	P7.1.9-41	<p>「(c)猿倉法体の滝線からの主要な眺望景観の変化 猿倉法体の滝線からの現況及び供用後の眺望景観(フォトモンタージュ)の状況(春季)を写真 7.1.9-7(1)～(2)に示す。」を追加した。</p> <p>「写真 7.1.9-7(1) 猿倉法体の滝線からの現況の眺望景観の状況(春季)」、「写真 7.1.9-7(2) 猿倉法体の滝線からの供用後の眺望景観の状況(春季)」を追加した。</p>
	P7.1.9-42	<p>「猿倉法体の滝線からの眺望景観における影響要因の視角の程度(春季)を写真 7.1.9-7(3)及び表 7.1.9-10 に示す。」、「猿倉法体の滝線から北方向に付替道路(トンネル)及び付替道路が眺望できる。付替道路(トンネル)の視角の長辺は 4.4 度、短辺は 3.0 度、付替道路の視角の長辺は 12.0 度、短辺は 3.3 度である。」を追加した。</p> <p>「写真 7.1.9-7(3) 猿倉法体の滝線からの眺望景観における視角の程度(春季)」、「表 7.1.9-10 猿倉法体の滝線からの眺望景観における視角の程度(春季)」を追加した。</p>
	P7.1.9-43	<p>「図 7.1.9-11(1) 猿倉法体の滝線からの供用後の眺望景観の状況(CG 夏季)」、「図 7.1.9-11(2) 猿倉法体の滝線からの供用後の眺望景観の状況(CG 秋季)」を追加した</p>
	P7.1.9-44	<p>7.1.9.4 環境保全措置の検討 (1) 環境保全措置の検討項目 3 行目について、「表 7.1.9-8」を「表 7.1.9-11」に修正した。</p> <p>表 7.1.9-8 について、「表 7.1.9-8」を「表 7.1.9-11」に修正した。</p>
	P7.1.9-44	<p>表 7.1.9-11 主要な眺望点 について、項目に「猿倉法体の滝線」を、予測結果の概要に「対象事業の実施により、猿倉法体の滝線の一部が改変されるが、付替道路を整備することにより、主要な眺望点は確保されると予測される。」を追加した。</p>
	P7.1.9-44	<p>表 7.1.9-11 景観資源 について、「鳥海国定公園の一部」を「鳥海国定公園の法体の滝地区の第 1 種特別地域の特徴的な景観構成要素である二次林等の一部」に修正した。</p>

表 2 国交大臣意見対応に伴う相違の概要 (9/11)

該当箇所		相違の概要
	P7.1.9-44	表 7.1.9-11 主要な眺望景観 について、項目に「猿倉法体の滝線からの眺望景観」を、予測結果の概要に「猿倉法体の滝線から鳥海国定公園及び鳥海山火山群を望む主要な眺望景観において、付替道路が認識され、眺望景観が変化すると予測される。」を追加した。
	P7.1.9-44	(2) 土地又は工作物の存在及び供用における環境保全措置 1)環境保全措置の検討 2 行目～3 行目について、「表 7.1.9-9」を「表 7.1.9-12」に修正した。
	P7.1.9-45	文頭 3 行目について、「表 7.1.9-10」を「表 7.1.9-13」に修正した。
	P7.1.9-45	表 7.1.9-9 について、「表 7.1.9-9」を「表 7.1.9-12」に、表 7.1.9-10 について、「表 7.1.9-10」を「表 7.1.9-13」に修正した。
	P7.1.9-45	表 7.1.9-13 項目 について、「主要な眺望景観(法体園地キャンプ場及び鳥海山(七高山)からの主要な眺望景観」を「主要な眺望景観(法体園地キャンプ場、鳥海山(七高山)及び猿倉法体の滝線からの主要な眺望景観」に修正した。
	P7.1.9-46	3) 検討結果の整理 2 行目について、「表 7.1.9-11」を「表 7.1.9-14」に修正した。
	P7.1.9-46	表 7.1.9-11 について、「表 7.1.9-11」を「表 7.1.9-14」に修正した。
	P7.1.9-46	表 7.1.9-14 項目 について、「主要な眺望景観(法体園地キャンプ場及び鳥海山(七高山)からの主要な眺望景観」を「主要な眺望景観(法体園地キャンプ場、鳥海山(七高山)及び猿倉法体の滝線からの主要な眺望景観」に修正した。
7.1.10 人と自然との触れ合いの活動の場	P7.1.10-40	表 7.1.10-17 の下に、 「(3) 工事の実施における環境保全措置と併せて実施する対応 人と自然との触れ合いの活動の場に対して、環境保全措置と併せて次の環境配慮を行うものとする。 1)法体の滝及び法体園地キャンプ場の利用に配慮した工事の実施 法体の滝及び法体園地キャンプ場における利用者が特に集中する休日等に近接する付替道路の工事を極力行わないなど、国定公園の利用に支障が生じないように配慮する。」 を追加した。
	P7.1.10-41	(3) 土地又は工作物の存在及び供用における環境保全措置 について、「(3)」を「(4)」に変更した。

表 2 国交大臣意見対応に伴う相違の概要 (10/11)

該当箇所		相違の概要
	7.1.11.2 予測の結果	P7.1.11-5 (2)予測の結果 1)建設発生土 について、4行目「また、堤体の工事で発生する掘削土の一部は堤体材料に再利用する計画である。」の後に「なお、建設発生土処理場を設置する場合には適切な規模とし、設置に伴う改変の縮小に努める。」を追加した。
	7.2.1 環境保全措置の比較検討及び内容	P7.2-8 表 7.2-2(5) 項目 について、「法体園地キャンプ場及び鳥海山(七高山)からの主要な眺望景観」を「法体園地キャンプ場、鳥海山(七高山)及び猿倉法体の滝線からの主要な眺望景観」に修正した。
	7.3 環境の状況の把握のための措置	P7.3-1 7.3.1 環境の状況の把握のための措置の基本方針 ④について、「④事後調査の結果により、環境影響の程度が著しことが明らかになった場合には、専門家の指導及び助言を得ながらより効率的な措置を講ずる。」を「④事後調査や監視で環境影響の程度が著しいことが明らかになり、追加的な環境保全措置が必要となった場合は、専門家の指導、助言を踏まえて、措置の内容について客観的かつ科学的に検討するとともに、検討内容等の公表を行う等、透明性及び客観性を確保する。」に変更した。
	7.3 環境の状況の把握のための措置	P7.3-1 7.3.1 環境の状況の把握のための措置の基本方針 ⑥について、「⑥ 事後調査の結果については、適切な時期に報告書としてとりまとめ、公表する。」を「⑥ 事後調査及び環境監視等により本事業による環境影響を分析し、新たに判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置については、その内容、効果及び不確実性の程度について、適切な時期に環境影響評価法に基づく報告書にとりまとめ、公表する。」に変更した。

表 2 国交大臣意見対応に伴う相違の概要 (11/11)

該当箇所	相違の概要
7.4 対象事業に係る環境影響の総合的な評価	<p>P7.4-65</p> <p>表 7.4-1(7) 【調査の結果】 1) 主要な眺望点の状況 について、a) の後に「b) 猿倉法体の滝線 : 鳥海国定公園計画、利用施設として位置づけられた道路」を、 【調査の結果】 2) 景観資源の状況 c) 鳥海国定公園 について、「事業予定地近傍には第 1 種特別地域があり、二次林が特徴的な景観構成要素となっている。」を、 【調査の結果】 3) 主要な眺望景観の状況 2 行目について、「鳥海山火山群の一部を望むことができる。」の後ろに「また、第 1 種特別地域の特徴的な景観構成要素である二次林の一部を望むことができる。」を、最後尾に「猿倉法体の滝線から鳥海国定公園及び鳥海山火山群の一部を望むことができる。また、第 1 種特別地域の特徴的な景観構成要素である二次林の一部を望むことができる。」を、 【予測の結果】 1) 主要な眺望点 について、「猿倉法体の滝線は、対象事業の実施により一部が改変されるが、付替道路を整備することにより、主要な眺望点は確保されると予測される。」を、 【予測の結果】 3) 主要な眺望景観 について、「猿倉法体の滝線から鳥海国定公園及び鳥海山火山群を望む主要な眺望景観において、付替道路が認識され、眺望景観が変化すると予測される。」を追加した。</p>
	<p>P7.4-65</p> <p>表 7.4-1(7) 【予測の結果】 2) 景観資源 1 行目について、「鳥海国定公園の一部が改変されるが、」を「鳥海国定公園の法体の滝地区の第 1 種特別地域の特徴的な景観構成要素である二次林等の一部が改変されるが、」に修正した。</p>
	<p>P7.4-65</p> <p>表 7.4-1(7) について、「表 7.4-1(7) 調査、予測、環境の保全のための措置、環境の状況把握のための措置、評価の結果の概要(景観)」を「表 7.4-1(7) 調査、予測、環境の保全のための措置、環境の状況把握のための措置、評価の結果の概要(景観)(1/2)」に修正した。</p>
	<p>P7.4-66</p> <p>「表 7.4-1(7) 調査、予測、環境の保全のための措置、環境の状況把握のための措置、評価の結果の概要(景観)(2/2)」を追加した。</p>

表3 その他評価書の補正に伴う相違の概要 (1/2)

該当箇所		相違の概要	
第5章	5.1.1 方法書についての秋田県知事の意見と事業者の見解	P5-1	5.1.1 方法書についての秋田県知事の意見と事業者の見解 1行目について、「方法書についての秋田県知事の意見と事業者の見解を表 5.1-1 に示す。」を「方法書についての秋田県知事の意見 5件と事業者の見解を表 5.1-1 に示す。」に修正した。
	5.2 方法書についての意見の概要と事業者の見解	P5-3	5.2 方法書についての住民意見と事業者の見解 1行目について、「提出された意見書は 27 件であった。」を「提出された意見書は 7 件、意見数は 27 件であった。」に修正した。
第7章	7.1.8 生態系(地域を特徴づける生態系)	P7.1.8-27	(iii) 行動圏の内部構造の推定結果 1行目について「鳥海ダム集水域及びその周辺の区域で確認された 9 つがいのうち、推定された行動圏が対象事業実施区域と重なる 3 つがい(A つがい、B つがい及び H つがい)について、」を「鳥海ダム集水域及びその周辺の区域で確認された 9 つがいのうち、推定された高利用域が改変区域と重なる 3 つがい(A つがい、B つがい及び H つがい)について、」に修正した。
		P7.1.8-102	(b) 予測結果 2行目について「行動圏と改変区域が重なるつがいは、A つがい、B つがい及び H つがいの 3 つがいである。」を「高利用域と改変区域が重なるつがいは、A つがい、B つがい及び H つがいの 3 つがいである。」に修正した。
第9章	9.1.1 準備書についての秋田県知事の意見と事業者の見解	P9-1	9.1.1 準備書についての秋田県知事の意見と事業者の見解 1行目について「準備書についての秋田県知事の意見と事業者の見解を表 9.1-1 に示す。」を「準備書についての秋田県知事の意見 15 件と事業者の見解を表 9.1-1 に示す。」に修正した。
		P9-2	表 9.1-1(3) 準備書についての秋田県知事の意見と事業者の見解について、「2. 個別的事項(水質)」を「3. 個別的事項(水質)」に修正した。
		P9-3	表 9.1-1(4) 準備書についての秋田県知事の意見と事業者の見解について、「3. 個別的事項(動物、植物及び生態系)」を「4. 個別的事項(動物、植物及び生態系)」に修正した。

表 3 その他評価書の補正に伴う相違の概要 (2/2)

該当箇所		相違の概要	
		P9-4	表 9.1-1(5) 準備書についての秋田県知事の意見と事業者の見解について、「4. 個別的事項（景観）」を「5. 個別的事項（景観）」に、No. について「1」を「4」に修正した。
		P9-4	表 9.1-1(6) 準備書についての秋田県知事の意見と事業者の見解について、「5. 個別的事項（廃棄物等）」を「6. 個別的事項（廃棄物等）」に、No. について「1」を「5」に修正した。
	9.2 準備書についての住民意見と事業者の見解	P9-5	9.2 準備書についての住民意見と事業者の見解 1行目について、「提出された意見書は7件であった。」を「提出された意見書は1件、意見数は7件であった。」に修正した。
		P9-5	表 9.2-1(1) 準備書についての意見の概要と事業者の見解について、次ページの表 9.2-1(2)と結合し修正した。
		P9-6, 7	表 9.2-1 について、「表 9.2-1(3)」、「表 9.2-1(4)」、「表 9.2-1(5)」を「表 9.2-1(2)」、「表 9.2-1(3)」、「表 9.2-1(4)」に修正した。

表 4 その他評価書の補正に伴う相違の概要 (1/3)

該当箇所		相違の概要	
第 1 章	1.2 事業者の主たる事務所 の所在地	P1-1	1.2 事業者の主たる事務所の所在地 鳥海ダム工事事務所について、「〒015-0074 秋田県由利本荘市桜小路 32 番 1 号」を「〒015-0885 秋田県由利本荘市水林 408 番地」に修正した。
第 7 章	7.1.4 水質	P7.1.4-14	資料) 2.雨量データについて、「(秋田県由利地域振興局資料 平成 7 年～25 年)」を「(秋田県由利地域振興局資料 平成 7 年～26 年)」に修正した。
		P7.1.4-30	資料) 1.秋田県公共用水域水質測定結果について、「(秋田県 昭和 53 年度～平成 24 年度)」を「(秋田県 昭和 53 年度～平成 26 年度)」に修正した。
	7.1.6 動物	P7.1.6-118	表 7.1.6-6(16)ヤマネの確認状況 No.7 確認状況 2 行目について、「糞及び個体を確認。」を「糞及び 1 個体を確認。」に、No.10 確認状況 2 行目について、「巣材及び個体を確認。」を「巣材及び 1 個体を確認。」に、No.13 確認状況 2 行目について、「糞及び個体を確認。」を「糞及び 1 個体を確認。」に、No.14 確認状況 2 行目について、「糞及び個体を確認。」を「糞及び 4 個体を確認。」に、No.15 確認状況 2 行目について、「糞及び個体を確認。」を「糞及び 3 個体を確認。」に、No.16 確認状況 2 行目について、「糞及び個体を確認。」を「糞及び 1 個体を確認。」に、No.18 確認状況 2 行目について、「糞及び個体を確認。」を「糞及び 1 個体を確認。」に修正した。
		P7.1.6-132	表 7.1.6-6(20)カモシカの確認状況(2/2) No.16 確認状況 6 行目について、「成獣 1 個値を確認。」を「成獣 1 個体を確認。」に修正した。
		P7.1.6-143	表 7.1.6-8(3)オシドリの確認状況(1/2) No.17 確認状況について、「20 計 36 個体を確認」を「20 地点で計 36 個体を確認」に修正した。
		P7.1.6-164	表 7.1.6-8(11)ヨタカの確認状況 No.13 確認状況について、「鳴き声により 1 個を確認。」を「鳴き声により 1 個体を確認。」に修正した。
		P7.1.6-167	表 7.1.6-8(12)ハリオアマツバメの確認状況 注釈について、「2. 個体数の欄は、「以上」と記載されているものは集計上「+」と表記した。」を追加した。
		P7.1.6-187	表 7.1.6-8(20)ミサゴの確認状況 No.14 個体数について、空欄を「-」に修正した。

表4 その他評価書の補正に伴う相違の概要 (2/3)

該当箇所		相違の概要
	P7.1.6-195	表 7.1.6-8(24)ツミの確認状況 確認場所 2 行目について、「落葉広葉樹林」を「落葉広葉樹林」に、No.6 及び No.7 個体数について、空欄を「-」に修正した。
	P7.1.6-212	表 7.1.6-8(30)コノハズクの確認状況 No.2 個体数について、「-」を「1」に、合計 個体数について、「1」を「2」に修正した。
	P7.1.6-218	表 7.1.6-8(33)アカショウビンの確認状況 No.22 確認状況 2 行目について、「計 10 体を確認。」を「計 10 個体を確認。」に修正した。
	P7.1.6-234	表 7.1.6-8(39)チョウゲンボウの確認状況 No.1 個体数について、「1」を「-」に、No.2 個体数について、「1」を「-」に、合計 個体数について、「2」を「-」に修正した。
	P7.1.6-280	表 7.1.6-8(57)オオルリの確認状況 No.4 個体数について、「9」を「9+」に、合計 個体数について、「130」を「130+」に修正した。
	P7.1.6-280	表 7.1.6-8(57)オオルリの確認状況 注釈について、「2. 個体数の欄は、「以上」と記載されているものは集計上「+」と表記した。」を追加した。
	P7.1.6-290	表 7.1.6-8(62)イカルの確認状況 (1/2) No.1 確認状況 2 行目について、「目視及びさえずりにより計 20 個体を確認。」を「目視及びさえずりにより 11 地点で計 20 個体を確認。」に修正した。
	P7.1.6-327	表 7.1.6-12(7)モリアオガエルの確認状況 No.4 個体数について、「1+」を「8+」に、No.5 個体数について、「9」を「9+」に、No.6 個体数について、「300+」を「304+」に、No.8 個体数について、「2+」を「15+」に、No.9 個体数について、「256+」を「256」に、合計 個体数について、「648+」を「672+」に修正した。
	P7.1.6-354	表 7.1.6-14(9)ニッコウイワナの確認状況 No.3 個体数について、「29」を「29+」に、合計 個体数について、「123」を「123+」に修正した。
	P7.1.6-354	表 7.1.6-14(9)ニッコウイワナの確認状況 注釈について、「2. 個体数の欄は、「以上」と記載されているものは集計上「+」と表記した。」を追加した。

表4 その他評価書の補正に伴う相違の概要 (3/3)

該当箇所		相違の概要
	P7.1.6-375	表 7.1.6-16(6)ハイイロボクトウの確認状況 注釈について、「注) 1. 個体数の欄は、「以上」と記載されているものは集計上「+」と表記した。」を追加した。
	P7.1.6-378	g)ウラギンスジヒョウモン (iii)現地調査結果 3行目について、「道路沿いの草地であった。」を「道路沿いの草地で、確認時期は7月であった。」に修正した。
	P7.1.6-380	h)ツマジロウラジャノメ本州亜種 (iii)現地調査結果 3行目について、「スギ植林の広がる百宅川周辺の崖地である」を「スギ植林の広がる百宅川周辺の崖地で、確認時期は、6月、7月及び9月であった」に修正した。
	P7.1.6-474	表 7.1.6-18(13)ゴマフトビケラの確認状況 No.4 個体数について、「3」を「3+」に、合計 個体数について、「15」を「15+」に修正した。
	P7.1.6-474	表 7.1.6-18(13)ゴマフトビケラの確認状況 注釈について、「2. 個体数の欄は、「以上」と記載されているものは集計上「+」と表記した。」を追加した。
	P7.1.6-501	a)ヤマキサゴ (iii)現地調査結果 3行目について、「確認時期は、9月及び10月であった。」を追加した。
	P7.1.6-501	表 7.1.6-22(1)ヤマキサゴの確認状況 No.1 個体数について、「1」を「-」に、No.2 個体数について、「1」を「-」に、No.3 個体数について、「1」を「-」に、合計 個体数について、「3」を「-」に修正した。
	P7.1.6-726	(o)タケアツバ a)生息環境 1行目について、「落葉広葉樹林及びスギ植林、」を「落葉広葉樹林、スギ植林、」に修正した。
7.4 対象事業に係る環境影響の総合的な評価	P7.4-55	表 7.4-1(6)【調査の結果】 6行目について、「推定された行動圏が対象事業実施区域と重なるつがいは3つがい」を「推定された高利用域が改変区域と重なるつがいは3つがい」に修正した。